

2021年7月9日

東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会担当大臣
丸川 珠代 様
厚生労働大臣 田村 憲久 様

東京オリンピック・パラリンピック関係者の入国・滞在ルールの見直しを 求める要望書

立憲民主党 新型コロナウイルス対策本部
会派 厚生労働部会
会派 文部科学部会

新型コロナウイルス感染症の影響が未だ継続している中、連日、ご奮闘いただいていることに敬意を表します。

昨日、東京オリンピック期間を含む7月12日から8月22日まで、東京都に緊急事態宣言が発令されることが決定しました。私たちは、東京オリンピック・パラリンピックについては、開催全期間について zero コロナ状態（東京では週平均で1日あたり50人未満）が実現できない限り開催するべきではないと提案してきましたが、zero コロナ状態とは程遠い感染状況となっています。緊急事態宣言下で安全安心にオリンピックを開催できないことは明らかであり、オリンピックを延期又は中止すべきです。

しかし、こうした状況の中でも、政府は、東京オリンピック・パラリンピックの開催を強行しようとしています。感染対策である「バブル方式」について、問題が次々と明らかとなっています。そのため、オリンピック・パラリンピックの関係者の入国や滞在によって、新型コロナウイルスの更なる感染拡大を招くことが懸念されています。

よって、以下の措置を速やかに講じて頂くよう強く要請致します。

要望事項

1. 空港検疫でオリンピック・パラリンピック関係者の中に陽性者が確認された場合、空港において機内濃厚接触候補者とそれ以外に区分し、機内濃厚接触候補者は別のバスでホストタウン等に移動させることになりました。しかし、当該自治体に濃厚接触候補者を移動させることには問題があり、感染症法第15条2項を活用して、空港検疫で濃厚接触者を判定し、濃厚接触者についても陰性が確定するまでは陽性者と同様、施設療養等の措置を講じて下さい。また、選手村には陽性者だけでなく、濃厚接触者も移動させず、施設療養等の措置を講じて下さい。
2. 少なくとも私たちが視察した羽田空港においては、入国直後のロビーやお手洗い、喫茶店などの空間で、オリンピック・パラリンピック関係者の動線と一般旅客の動線が重なっています。オリンピック・パラリンピック関係者の動線と一般旅客の動線は、空港検疫から入国後のバス等の乗車まで、明確に分けて下さい。また、空港施設の所管は多省庁にまたがっており、水際対策の穴が省庁間の縦割りの谷間で見落とされている可能性があります。空港の水際対策全体について責任の所在を明確にしたうえで、省庁間で総合調整して下さい。
3. 海外のオリンピック・パラリンピック関係者は入国後の最初の14日間であっても、例外的に、レストランの個室やコンビニ等を利用することが認められていますが、例外の基準や利用時の手順が曖昧です。特に、コンビニについては事前登録が不要とされ、レストランの個室の事前登録についてもプレイブックに書かれておらず、事実上必要となっておりません。これでは、多くの関係者が宿泊施設以外のレストラン等を利用し、感染の拡大を招くことが懸念されます。この例外のルールを削除して下さい。
4. 選手が濃厚接触者となった際の出場の可否については、関係者間で最終的な調整を行っているとのことですが、原則出場不可とするなど、慎重な対応を検討して下さい。

以上